

関係が完了する。

このように、金銭を対価とする吸収分割型分割を行う場合は、分割対象の資産に係る譲渡損益について、C1社に法人税が課されるほか(法人実効税率約30%)、X個人がみなし配当課税(最高税率約55%)を受けるのに対し、コントロールド・スピ

オフと株式譲渡を組み合わせて用いると、X個人が譲渡所得課税を受けずに留まるため、税効率の面から大幅に有利となる。このように、一事業部門を分割して第三者に譲渡する場合は、コントロールド・スピノフと株式譲渡を組み合わせるというスキームが有効な手段となりうる。

(17) 当該会社に支配株主が存在しなければ、スピノフ税制の導入前であっても適格組織再編に該当する可能性があったものの、そのような支配株主が存在しない場合には、特定事業を切り離すというスピノフの性質上、共同事業要件のうち事業関連性要件を満たすことができず、定型的に非適格分割型分割となっていた。(18) 剰余金の配当のうち、計算上資本剰余金を原資とするものが含まれている場合、その部分はみなし配当となる。

第3章

株式等売渡請求制度の要件が緩和 スクイーズ・アウトの 改正ポイント

ポイント

・事業再編計画または特別事業再編計画の認定を受けることにより、会社法上の株式等売渡請求に係る議決権保有要件について、対象会社の発行済株式総数の3分の2で足りるとする旨の規定が改正産強法に創設された

最後に、株式等売渡請求制度を用いたスクイーズ・アウトに関して改正産強法で創設された会社法の特例を簡単に概観する。

平成26年会社法改正により、特別支配株主、すなわち対象会社の総議決権の90%以上を保有する者が、対象会社の株主総会を経ずにスクイーズ・アウトを実現できる制度である株式等売渡請求制度が認められたが(会179条以下)、以下のとおり、改正産強法のもとでは、事業再編計画または特別事業再編計画の認定を受けることにより、当該議決権保有要件が緩和されるとともに、売渡請求の対象となる株主についても特例的な取扱いが認められることになった。

すなわち、改正産強法のもとでは、認定事業者は対象会社の総議決権の3分の2を保有していれば、株式等売渡請求制度を利用できることとされた(改正産強法30⑤)。また、議決権保有要件の算定については、事業再編計画または特別事業再編計画の計画認定を複数の事業者で共同で申請した場合において、①支配株主たる認定事業者およびその他の共同認定事業者それぞれの議決権、②当該複数の認定事業者それぞれの完全子会社の議決権、を合算することが可

能とされた。もっとも、複数で認定を受けた場合であっても、株式売渡請求を行使できるのは、対象会社の支配株主に限られている点には留意が必要である。

さらに、会社法上の株式等売渡請求制度は、基本的には特別支配株主以外の株主の株式すべてを買い取る必要があるところ、改正産強法のもとでは、売渡請求を行う認定事業者は、共同で事業再編計画または特別事業再編計画の認定を受けた他の事業者およびその完全子会社を、買取りの相手方から除外することが認められた。スクイーズ・アウトを行う際に一定の株主を残す方法としては、売渡請求により株式すべてを買い取った後、再度株式を売り渡すことも考えられるところではあったが、その過程で株式譲渡損益に課税がなされ得るという点で問題があった。今回の改正により、より直截に、一定の株主を残したままでのスクイーズ・アウトを実現できることとなった。

なお、複数の事業者が共同で申請する場合で、申請事業者の1社およびその完全子会社を合わせて対象会社の議決権保有割合が3分の2以上でない場合には、事業再編または特別事業再編のための措置を共同して